

○後志広域連合国民健康保険運営協議会規則

平成21年 3 月 2 日

規則第 6 号

改正 令和 3 年 6 月 30 日規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、後志広域連合国民健康保険条例（平成21年後志広域連合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 3 条に基づき、後志広域連合国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第 2 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、広域連合長から諮問があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、広域連合長に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、条例第 2 条各号に掲げる委員の各 1 人以上を含む半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、後志広域連合国民健康保険課において行う。

(会議録)

第 5 条 議長は、会議録を作成し会議に出席した委員のうちから議長の指名する 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(書面による会議)

第 6 条 会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その過半数の結果をもって会議の議決に変えることができる。

(その他)

第 7 条 その他必要な事項は、会長がその都度協議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。